

雫石町子ども会育成会連合会 会則

(名称)

第1条 この会は、雫石町子ども会育成会連合会と称する。

(目的)

第2条 この会は、町内の子ども会育成会の連絡を密にし、子ども会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、第2条の目的に賛同する町内の子ども会育成会をもって組織する。

2 この会の下部組織として、雫石町ジュニアリーダーズクラブを置く。

(事業)

第4条 この会の目的達成のため、次の事業を行うものとする。

- (1) 子ども会育成会の連絡提携を図ること。
- (2) 子ども会育成会指導者の研修に関すること。
- (3) 子ども会行事の企画、調整及び指導助言に関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連絡に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名 (内、1名はジュニアリーダーズクラブの世話人)
- (3) 常任理事 5名 (内、その他、会長が必要と認め推薦した者。)
- (4) 監 事 2名 (常任理事から2名選任するものとする。)
- (5) 相談役 (歴代会長)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。補欠で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 会長は会務を掌理し、本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

常任理事は、総会の決定事項ならびに緊急事項の執行にあたる。

監事は、会計を監査する。

(役員選出)

第8条 会長、副会長、常任理事、監事は総会において選出する。

(機関)

第9条 総会は、各子ども会育成会の代表者1名ずつの代議員をもって構成し、最高議決機関とする。

2 総会は、次のことを審議決定する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算、決算に関すること。
- (3) 役員を選出に関すること。
- (4) 会則の改廃に関すること。
- (5) その他重要事項。

3 常任理事会は、会長の招集により、企画、立案、執行にあたる。

(事務局)

第10条 この会の事務局は、会長の指定したところに置く。

2 事務局には、次の職員をおき会長が任命する。

事務局長 1名 事務局員 若干名

(会計)

第11条 この会の経費は、会費、補助金及び寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

2 本会の会計事務は「雫石町が事務局を担当する各種団体等の会計事務取扱基準」を準用する。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この会則は、昭和53年6月17日より実施する。

平成18年5月19日 会則の一部を改正する。

平成19年5月18日 会則の一部を改正する。

平成20年5月22日 会則の一部を改正する。

平成26年5月21日 会則の一部を改正する。

平成30年5月16日 会則の一部を改正する。

令和2年6月8日 会則の一部を改正する。